

(証券コード3930)
平成28年10月11日

株 主 各 位

東京都港区南青山六丁目 5 番55号
株 式 会 社 は て な
代表取締役社長 栗 栖 義 臣

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年10月26日（水曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年10月27日（木曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目 4 番25号
アイビーホール（青学会館）2階ミルトス
3. 目的事項
報告事項 第16期（平成27年8月1日から平成28年7月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人による出席の場合は、代理権を証明する書類を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名限りとさせていただきます。
 - ◎資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://hatenacorp.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び提出書面には記載しておりません。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://hatenacorp.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年8月1日から
平成28年7月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、内閣府の平成28年7月の月例経済報告によると、景気について、「このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされております。雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されておりますが、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクに留意する必要があるなど予断を許さない状況です。

当社がUGCサービス事業(注)を展開するインターネット関連業界におきましては、消費動向調査(内閣府)によりますと、平成28年3月のスマートフォン世帯普及率は67.4%(前年比6.8%増)と普及が進んでおり、今後もスマートフォン市場は更に拡大していくものと予測されます。

このような事業環境のもと、当社におきましては、コンテンツマーケティングサービス、コンテンツプラットフォームサービス、テクノロジーソリューションサービスに一層の注力を行い、事業展開いたしました。

コンテンツマーケティングサービスでは、「はてなブログMedia」の売上が大きく増加し、成長を牽引いたしました。

コンテンツプラットフォームサービスでは、当該サービスに係るアフィリエイト広告売上や課金売上が堅調に推移いたしました。

テクノロジーソリューションサービスでは、受託サービスについて開発案件の納品検収が複数完了し、受託売上が堅調に推移するとともに、既存取引先への運営サービスも着実に進めることができました。また、サーバー監視サービス「Mackerel(マカレル)」の新規取引先獲得が堅調に推移し、更なる成長に向けて事業基盤を整備しつつあります。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,559,245千円(前年比42.5%増)、営業利益は252,972千円(前年比46.3%増)、経常利益は235,128千円(前年比42.6%増)、当期純利益は144,424千円(前年比161.8%増)となりました。

なお、当社はUGCサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(注) User Generated Content の略称。インターネット上で利用者自身がテキストや画像、映像などのコンテンツを発信することができる場を提供するサービスであります。ブログサービスの他、クチコミサイトやSNS、動画共有サービスなどがあります。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は75,274千円であり、その主な内容は、事業の拡張に伴うサーバーの取得等49,241千円及び自社利用目的のソフトウェアの構築25,918千円であります。

③ 資金調達の状況

平成28年2月24日に東京証券取引所に上場し、公募増資により総額272,320千円の資金調達を行いました。

平成28年3月28日に第三者割当てによる新株式を発行し、総額83,315千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (平成25年7月期)	第 14 期 (平成26年7月期)	第 15 期 (平成27年7月期)	第 16 期 (当事業年度) (平成28年7月期)
売 上 高(千円)	900,101	884,062	1,094,577	1,559,245
経 常 利 益(千円)	93,148	91,842	164,914	235,128
当 期 純 利 益(千円)	55,105	63,735	55,164	144,424
1株当たり当期純利益(円)	2,458.81	28.39	24.36	57.75
総 資 産(千円)	544,310	591,497	721,379	1,293,702
純 資 産(千円)	406,363	470,098	527,602	1,035,153
1株当たり純資産額(円)	18,100.80	209.40	231.20	372.10

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 平成27年12月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、以下の5点を対処すべき課題と認識しております。

① UGCサービス「はてな」の魅力の拡充

当社の事業はスマートフォンやタブレットに代表される新しいスマートデバイスの普及・拡大によるインターネットアクセス手段の多様化や、他のソーシャルメディアサービスの台頭など、技術環境や競合サービスの進化に大きく影響を受けます。

当社は、UGCサービスの新規機能やコンテンツの提供を行うことで、サービスの魅力を増大させて登録ユーザー数並びにユニークユーザー数を増加させていきたいと考えております。

② 新規取引先の拡大と事業基盤の強化

当社は、対前年比で売上が拡大いたしました。依然として既存顧客基盤への依存度が高く、当社の業績が売上高上位企業の投資動向に左右される状態が続いております。UGCサービス自体のアクセス増大に取り組むほか、積極的に他社への営業活動を継続的に行い、新規取引先の拡大に努めます。

また、個人向け・法人向けを問わず、UGCサービスに集積した情報資産や利用者基盤を活用してテクノロジーソリューションサービスの拡大に取り組みます。

③ 組織体制及び内部管理体制の強化

当社は、積極的に企業価値を拡大していくためには、優れたサービスを構築することができる専門的技術、知識を有した優秀な人材の採用を行うと共に、最大限に能力を発揮することができる組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。従業員が新規サービスのアイデアを自発的に具現化する開発合宿を開催するなど、従業員のモチベーションを喚起し、イノベーションを創り出す組織文化を追求してまいります。

また、より一層の事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

さらに、当社の成長速度に見合った人材の確保及び育成が重要な課題と認識しており、継続的な採用活動を行ってまいります。

④ 知名度の向上

当社は、UGCサービスにおいて10年以上の提供実績を持ち、個人に対しては一定の認知度を有していると考えております。一方で、法人顧客に対してはその認知度の浸透余地が十分ではないと考えております。セミナー開催や技術カンファレンスにおける登壇などを通じて、積極的な広報活動や宣伝活動を実施し、更なる認知度の向上に取り組みます。

⑤ 技術革新への対応

インターネットを活用したUGCサービスは、スマートフォンやタブレット等、スマートデバイスと呼ばれる端末の技術革新によって更に普及していくと考えられます。従来のパソコンや携帯電話（フィーチャーフォン）とは利用環境が異なるため、今後の市場動向は常に不透明性を帯びております。スマートデバイスにおいて利用しやすいサービス機能の充実や整理等によって、各種技術革新への対応に取り組みます。

(5) 主要な事業内容（平成28年7月31日現在）

事業内容	主要なサービス
UGCサービス事業	コンテンツプラットフォーム「はてなブログ」「はてなブックマーク」の開発・運営並びにコンテンツマーケティングサービス・テクノロジーソリューションサービスの提供

(6) 主要な営業所（平成28年7月31日現在）

本店	東京都港区
本社	京都府京都市

(7) 使用人の状況（平成28年7月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
UGCサービス事業	104 (23) 名	22名増 (3名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
当事業年度において、従業員が22人増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年7月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成28年7月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 9,800,000株
- ② 発行済株式の総数 2,781,900株
- ③ 株主数 1,717名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
近 藤 淳 也	1,547,800	55.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	109,000	3.92
栗 栖 義 臣	65,000	2.34
伊 藤 直 也	50,000	1.80
毛 利 裕 二	50,000	1.80
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	49,500	1.78
株 式 会 社 S B I 証 券	41,200	1.48
M O C H I O U M E D A	40,000	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	28,800	1.04
田 中 慎 樹	28,000	1.01

（注）信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年7月31日現在）

	第3回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日	平成19年8月6日	平成22年3月5日
区分	社外取締役	取締役（注）
保有者数	1名	1名
新株予約権の数	80個	11個
新株予約権の目的となる株式の数	8,000株	1,100株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	400円	430円
権利行使期間	平成19年8月10日から 平成29年8月9日まで	平成24年4月2日から 平成32年3月5日まで

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	
発行決議日	平成22年9月9日	平成23年7月29日	
区分	取締役（注）	取締役（注）	社外取締役
保有者数	1名	2名	1名
新株予約権の数	70個	461個	40個
新株予約権の目的となる株式の数	7,000株	46,100株	4,000株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	
権利行使時1株当たりの行使価額	430円	430円	
権利行使期間	平成24年10月2日から 平成32年9月9日まで	平成25年7月31日から 平成33年7月29日まで	

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日	平成24年7月30日	平成25年7月26日
区分	取締役（注）	取締役（注）
保有者数	3名	2名
新株予約権の数	732個	96個
新株予約権の目的となる株式の数	73,200株	9,600株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	430円	430円
権利行使期間	平成26年8月1日から 平成34年7月30日まで	平成25年7月29日から 平成35年7月28日まで

（注） 社外取締役分は含まれておりません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	近 藤 淳 也	新規事業準備室長 Hatena Inc. 代表取締役社長
代表取締役社長	栗 栖 義 臣	
取 締 役	毛 利 裕 二	ビジネス開発本部長
取 締 役 C F O	小 林 直 樹	コーポレート本部長 Hatena Inc. CFO
取 締 役	リチャード・チェン	カリフォルニア大学バークレー校財団 理事
監 査 役	柴 崎 真 一	
監 査 役	中 村 勝 典	シティア公認会計士共同事務所 共同代表 株式会社ティエスエスリンク 社外監査役 株式会社マースエンジニアリング 社外取締役 株式会社アズ企画設計 社外監査役
監 査 役	砂 田 有 紀 (旧姓佐藤)	弁護士法人虎門中央法律事務所 社員 株式会社T&Cコンサルティング 取締役 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャ パン 監事 株式会社ZUU 社外監査役

- (注) 1. 取締役リチャード・チェン氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役中村勝典氏及び監査役砂田有紀氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役中村勝典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役砂田有紀氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役リチャード・チェン氏、監査役中村勝典氏、監査役砂田有紀氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役
 該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	62,205千円 (1,803)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	9,010 (2,400)
合 計 (うち社外役員)	8 (3)	71,216 (4,203)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年10月29日開催の第14回定時株主総会において、年額（1事業年度当たりの金額）1億3,000万円以内（うち社外取締役分は年額（1事業年度当たりの金額）400万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年10月30日開催の第13回定時株主総会において、年額（1事業年度当たりの金額）1,400万円以内（うち社外監査役分は年額（1事業年度当たりの金額）400万円以内）と決議いただいております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役リチャード・チェン氏は、カリフォルニア大学バークレー校財団理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役中村勝典氏は、シティア公認会計士事務所の共同代表として同事務所を経営しております。また、株式会社ティエスエスリンクの社外監査役及び株式会社マースエンジニアリングの社外取締役、株式会社アズ企画設計の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役砂田有紀氏は、弁護士法人虎門中央法律事務所の社員、株式会社T&Cコンサルティング取締役、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの監事、及び、株式会社ZUUの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	リチャード・チエーン	当事業年度に開催された取締役会20回のうち、20回に出席いたしました。IT業界での豊富な経験における専門性を活かし、有益な発言を行っております。
監査役	中村勝典	当事業年度に開催された取締役会20回のうち、18回に出席いたしました。監査役会14回のうち、14回に出席いたしました。公認会計士として専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	砂田有紀 (旧姓佐藤)	当事業年度に開催された取締役会20回のうち、20回に出席いたしました。監査役会14回のうち、14回に出席いたしました。弁護士として専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額

15,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額

16,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算定根拠等について、その適正性、妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備を基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定め、取締役会において決議しております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動指針」「コンプライアンス規程」等を制定し、役員はこれを遵守します。

- ② 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するように担保します。
 - ③ コンプライアンス・リスク委員会を設置し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを促すとともに、研修等を実施することにより「コンプライアンス規程」の周知徹底を行います。また、内部通報制度を確立し、不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為を発見した場合に、報告・相談できるルートを確保します。
 - ④ 役職員の職務執行の適正性を確保するために、社長直轄の内部監査担当を任命し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査人は必要に応じて会計監査人と情報交換を実施します。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
 - ② 文書取扱主管部署は、当社の取締役及び監査役の閲覧請求に対して、いつでもこれら文書を閲覧に供せるように管理します。
- (3) 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社は、金融商品取引法の定めに従い、「財務報告に係る内部統制の基本方針書」を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、適切かつ有効な評価ができるよう内部統制システムの構築及び適切な運用に努め、財務報告の適正性を確保します。
- (4) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他体制
- 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する権限と責任を有し、これに従い、リスク管理に係るコンプライアンス・リスク委員会を設置し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。
- (5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務の執行が行える体制を確保します。
 - ② 毎月1回の定例取締役会に加え、取締役会の意思決定に資すること、多様なリスクを可能な限り把握、対応するために執行役員を含めた経営会議を開催します。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人数を確保します。
 - ② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価においても独立性に影響を与えないように実施します。
- (7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
 - ② 監査役への報告・情報提供は以下のとおり行います。
 - ・取締役会での報告、情報提供
 - ・各部門長のヒアリング時の報告、情報提供等
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役及び内部監査担当は、監査役と必要に応じて意見交換を行います。
 - ② 監査役は、取締役会をはじめ、経営会議等重要な会議に出席し、重要な報告を受け取ります。
 - ③ 監査役は、会計監査人とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況等
- 当社は、反社会的勢力への対抗策として、「反社会的勢力対応規程」において「基本方針」を定め、秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たず、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他経済的利益を供与しないことを明示しており、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしています。
- 反社会的勢力の対応につきましては、代表取締役が最高責任者として責務を負い、実質的な運用及び対応は人事・総務部が対応統括部署となり、社内関係部門及び管轄警察署等との協力体制を整備し、有事に備えます。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「財務報告に係る内部統制の基本方針書」に基づき、当社の内部統制システムを整備運用します。

また、経営及び業務執行の健全かつ適切な運営強化のため、コンプライアンス・リスク委員会を定期的に行開催し、業務におけるリスク及びコンプライアンス違反行為等の早期発見に努め、必要に応じて、取締役会及び監査役会へ報告します。

合わせて、匿名性が担保された内部通報窓口を設置し、法令違反行為等の情報収集体制を整備しております。

貸借対照表

(平成28年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,069,846	流動負債	235,709
現金及び預金	815,393	買掛金	1,678
売掛金	158,531	未払金	44,857
商品	54	未払費用	60,330
仕掛品	39,063	未払法人税等	73,641
貯蔵品	724	未払消費税等	24,441
前払費用	49,738	前受金	7,095
繰延税金資産	2,003	預り金	23,665
その他	4,446	固定負債	22,839
貸倒引当金	△109	資産除去債務	22,839
固定資産	219,980		
有形固定資産	77,613	負債合計	258,549
建物附属設備	26,639		
工具、器具及び備品	50,973	(純資産の部)	
無形固定資産	31,427	株主資本	1,034,752
商標権	456	資本金	187,821
ソフトウェア	30,970	資本剰余金	154,885
投資その他の資産	110,940	資本準備金	138,141
関係会社株式	9,960	その他資本剰余金	16,744
保険積立金	17,187	利益剰余金	692,046
敷金及び保証金	48,299	その他利益剰余金	692,046
長期預け金	15,012	別途積立金	22,000
繰延税金資産	20,480	特別償却準備金	22,956
繰延資産	3,874	繰越利益剰余金	647,090
株式交付費	3,874	評価・換算差額等	400
		繰延ヘッジ損益	400
資産合計	1,293,702	純資産合計	1,035,153
		負債純資産合計	1,293,702

損 益 計 算 書

(平成27年8月1日から
平成28年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,559,245
売 上 原 価		114,968
売 上 総 利 益		1,444,277
販売費及び一般管理費		1,191,304
営 業 利 益		252,972
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	639	
そ の 他	328	967
営 業 外 費 用		
株 式 公 開 費 用	16,867	
為 替 差 損	1,109	
株 式 交 付 費 償 却	834	18,812
経 常 利 益		235,128
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	127	127
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,592	1,592
税 引 前 当 期 純 利 益		233,663
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	91,327	
法 人 税 等 調 整 額	△2,087	89,239
当 期 純 利 益		144,424

株主資本等変動計算書

(平成27年8月1日から
平成28年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					別途積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	74,170	24,490	—	24,490	22,000	12,933	512,688	547,622
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	113,651	113,651		113,651				
自己株式の処分			16,744	16,744				
特別償却準備金の積立						13,398	△13,398	—
特別償却準備金の取崩						△3,375	3,375	—
当 期 純 利 益							144,424	144,424
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	113,651	113,651	16,744	130,395	—	10,022	134,401	144,424
当 期 末 残 高	187,821	138,141	16,744	154,885	22,000	22,956	647,090	692,046

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△118,680	527,602	—	—	527,602
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		227,302			227,302
自己株式の処分	118,680	135,424			135,424
特別償却準備金の積立		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
当 期 純 利 益		144,424			144,424
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			400	400	400
当期変動額合計	118,680	507,150	400	400	507,551
当 期 末 残 高	—	1,034,752	400	400	1,035,153

独立監査人の監査報告書

平成28年 9月20日

株式会社はてな
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳 英 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社はてなの平成27年8月1日から平成28年7月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年8月1日から平成28年7月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成28年 9 月21日

株式会社はてな 監査役会

常勤監査役 柴 崎 真 一 ㊟

社外監査役 中 村 勝 典 ㊟

社外監査役 砂 田 有 紀 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
か た お か け い た 片 岡 圭 太 (昭和38年8月2日)	平成6年4月 弁護士登録（第一東京 弁護士会） 川崎友夫法律事務所勤 務 平成16年4月 インテグラル法律事務 所設立 平成23年8月 涼風法律事務所パート ナー（現任） (重要な兼職の状況) 涼風法律事務所パートナー（現任）	-

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 片岡圭太氏は社外監査役候補者であります。
3. 片岡圭太氏は、弁護士としての法令についての高度な能力・識見に基づき、企業法務において実績をあげており、これらの高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 当社は片岡圭太氏が所属する弁護士事務所との間で法律顧問契約を締結し、毎月顧問料を支払っておりますが、その金額は当社が他の弁護士事務所に支払っている顧問料と比較して同程度であり、かつ、当社が定める社外役員の独立性に関する基準に照らしても当社から多額の報酬を得ているものとはいえません。

5. 片岡圭太氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 片岡圭太氏の所有する当社の株式数は、平成28年7月31日現在のものです。

以 上

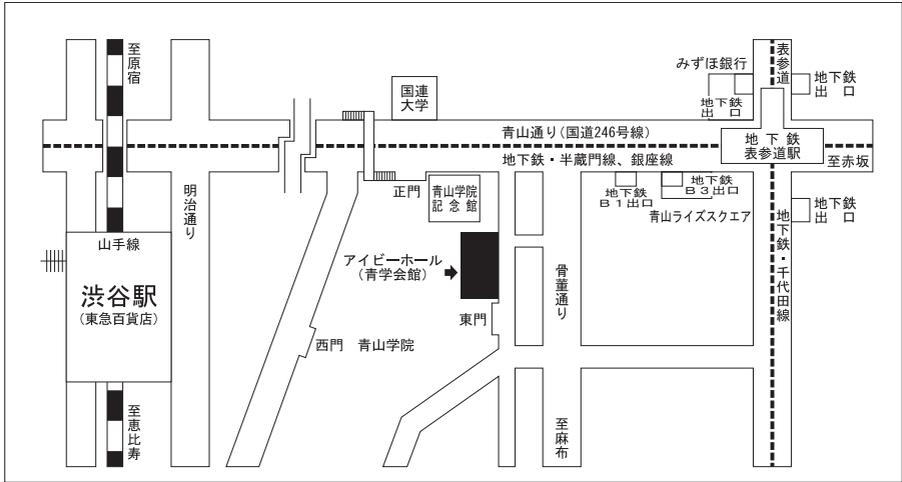
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 : アイビーホール (青学会館) 2階ミルトス

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号



〔交通〕

地下鉄 銀座線、千代田線または半蔵門線

「表参道」駅 (B1、B3出口) より徒歩約5分